悪質な訪問販売

ストップ・ザ・悪徳商法
あなたは狙われている!

手をかえ品をかえて押し寄せる悪質な商法の一例です

美容体験商法

「二カ月で八キロやせる!今なら無料」「二度と生えない永久脱毛!〇千円で簡単体験」などと連日折込チラシが入ります。

店に行ってみると、無料どころか何十回で百万円近いエステティックコースを勧められます。

痩身や脱毛、美顔といっても、簡単どころか痛く、ブツブツの副作用が出て、やめたいと申し出てもやめさせず、契約だから全額支払うように迫ります。

店での契約は、クーリング・オフの制度が適用されないのが原則です。トラブルにならないようよく考えて下さい。

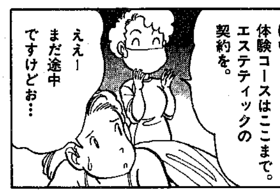

催眠(SF)商法

食品や日用品をタダ同然の価格で売ると宣伝し、集会所や広場、マイクロバスなどに人を集めます。

セールスマンが言葉巧みに品物を配り会場の雰囲気を盛り上げ、最後に本命の磁気入りの羽毛布団などの商品を取り出します。高血圧や神経痛など万病に効果があると言って、法外な値段で、まるで催眠術にかけたかのように契約させようとします。

話術で判断力を鈍らせて、高額な商品を売りつけるものですので十分注意して下さい。

無料、タダ同然などとうますぎる話に落とし穴・・・

サービス商法

「外国製掃除機でじゅうたんを無料でクリーニングさせて」と電話があり、無料ならと承諾するとセールスマンが来てクリーニングしながらダニの話をし、「この掃除機で月一回掃除するだけでダニがいなくなります。今ならキャンペーン中で割安」などと言って掃除機の購入を勧めます。断るとクリーニングを途中でやめてしまい、また購入した人からは、値段が高いのに機能は変わらず、重くて使いにくいので返品したいという相談が数多くあります。

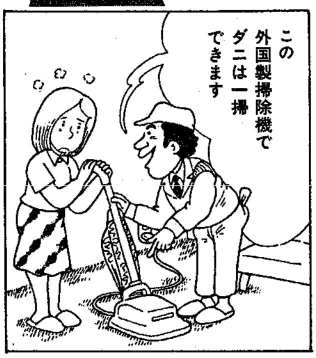

マルチ商法

「この商品を買って会員になり、商品を買う人を紹介するとマージンがもらえます」「紹介した人がまた新しい人を紹介するとその分も収入に」「頑張れば将来は地域の代理店として営業も」などと誘う組織販売をマルチ商法といいます。

取り扱われる商品は羽毛布団などの寝具、風呂の泡出し機などの健康器具、洗剤や鍋、浄水器、ビデオテープ、化粧品や宝石などさまざまです。

説明会で話を聞くと、人が簡単に紹介に応じてくれるかのようですが、実際には商品価値がなく、友人にさえ次々に断られ、もちろん収入にもならず、不用な商品の支払いだけが残ってしまいます。

また、仮に応じてくれる人がいても、その人が次に同じことをしなければならず、被害者のあなたが今度は加害者となってしまうのです。

うまい話はそうありません。もうけに夢中にならず、冷静に考えて下さい。

士(さむらい)商法

資格の〇〇士から士(さむらい)商法と呼ばれ、誘いの電話や手紙が届きます。

「近々国家資格になる」「国から認可された講座で、国から受講者に補助金が出る」「資格が取れるまで世話する」「資格が取れたら仕事の紹介をする」などと、簡単に資格が取れてアルバイトになるかのような誘いの文句です。

「選ばれた人たちのうち申し込まないのはあなただけ」と言い、あいまいな返事をしていると、申し込んだと決めつけて申込金を請求してきます。資格といっても講習を受けるだけでは取得できないものがほとんどです。相手にせず「受講しません」ときっぱり断る態度が大切です。

黒い電話機商法

NTTの社員のような姿で訪れ「黒い電話機が使えなくなるが、今取り替えると半額で親子電話になるし、月々三千円の支払いでいい」などと説明し、高値な電話機を売りつけます。

また「今近所で工事中なので、今日中なら割り引く」と契約を急がせ、家族に相談させまいとします。

しかし、後で書類を見ると月額三千円でも分割払い回数が何十回にもなっており、支払総額が三十万円にもなることに気づきます。

黒電話が使えなくなることなどありません。しなくてもよい高い買い物にならないよう注意して下さい。

呼び出し商法

「おめでとうございます!何万人の中から、海外旅行などが安くなる〇〇クラブの会員カードがあなたに当たりました。ぜひ営業所に取りに来て下さい。」と誘いの電話やハガキが来ます。

無料でカードがもらえると思って営業所へ行ってみると、セールスマンは「一生使えるレジャー会員カード」と特典を説明し、月三千円の会費と今なら一生使える権利が四十万円を払うだけでよいと、本命の高額な英会話教材などの購入を抱き合わせてクレジットでと、言葉巧みに誘います。

そのカードの特典も説明の通りかどうか疑問です。また高額な商品を買う必要があるのかよく考えて下さい。

支払いに追われ友人はなくし…

通信販売

テレビや新聞・雑誌などに広告を出し、電話や郵便で商品購入の申し込みをするものを通信販売といいます。

現物を手に取って見ることもできず、画面や写真、説明文で判断するしかありませんが、思っていた物と違う商品が送られてくる場合がどうしてもあります。

通信販売には解約(クーリング・オフ)の制度がありません。万一の時に返品できるのか(返品条項)を確認して下さい。

代金の前払いや、代金引き換えで品物が送られてきた場合には注意が必要です。信用できないものに限り、代金を早く取ろうとします。

訪問販売でお困りのときは、ひとりで悩まず、お気軽に市消費生活センター(☎228-8100)へご相談下さい。